ESTA(渡航認証システム)の義務化について

2009年1月12日の入国からは渡航認証システム(ESTA)を取得することが義務づけられます。

2009年1月12日から米国の入国制度が大きく変更されますのでご注意下さい。

観光、短期商用等の90日以内の短期滞在目的で米国を訪問される場合は、査証(ビザ)を免除されており、

米国の査証を取得する必要はありませんが、事前に電子渡航認証システム(Electronic System for Travel Authorization: ESTA) に従って申請を行い、認証を受けることが必要となりました。

※ESTAを取得していなければ航空機等への搭乗や米国入国を拒否されますのでご注意下さい。

■詳細はアメリカ領事館又はESTAホームページにてご確認下さい。

>駐大阪・神戸アメリカ総領事館 http://osaka.usconsulate.gov/

>ESTAホームページアドレス https://esta.cbp.dhs.gov/